

埼玉県下水道局建設工事の入札・契約の過程に関する不服対応要領

(平成22年4月1日制定)

(平成25年4月1日改正)

(令和6年4月1日改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成18年5月23日閣議決定)の趣旨を踏まえ、下水道局が発注する建設工事の請負における入札・契約の過程について不服がある場合に、その苦情の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる建設工事及び措置)

第2条 この要領の対象となる建設工事は、次に掲げるものとする。ただし、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事及び予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が250万円を超えない建設工事は除く。

- (1) 一般競争入札による建設工事
- (2) 指名競争入札による建設工事
- (3) 随意契約による建設工事
- (4) 総合評価方式による建設工事
- (5) 低入札価格調査を行う建設工事

(苦情申立ての方法等)

第3条 不服のあるときは、苦情申立書(別紙様式1号)を持参又は郵送により提出することにより、苦情申立てをすることができるものとする。

- 2 苦情申立てができる者、苦情申立てができる事項、苦情申立てができる期間及び苦情申立書の提出先は別表1のとおりとする。
- 3 建設工事共同企業体による苦情申立ては、建設工事共同企業体名を冠とし構成員全員の連名により行うものとする。

(苦情申立ての相手方)

第4条 苦情申立ての相手は下水道事業管理者又は発注機関の長とする。

(苦情申立てについての周知)

第5条 苦情申立てができることの周知を次のとおり行うものとする。

- (1) 一般競争入札にあつては、一般競争入札公告に別表1に掲げる苦情申立てができることを記載する。
- (2) 指名競争入札にあつては、埼玉県下水道局ホームページに別表1に掲げる苦情申立てができることを掲載する。
- (3) 随意契約にあつては、埼玉県下水道局ホームページに別表1に掲げる苦情申立てができることを掲載する。
- (4) 総合評価方式による入札にあつては、一般競争入札公告に別表1に掲げる苦情申立てができることを記載する。
- (5) 低入札価格調査にあつては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められ落札者としめない旨の通知に、別表1に掲げる苦情申立てができることを記載する。

(苦情申立てへの回答)

第6条 下水道事業管理者又は発注機関の長は苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日(埼玉県の休日を定める条例(平成元年埼玉県条例第3号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。))を含まない。)以内に苦情申立てに対する回答書(別紙様式2号。以下「回答書」という。)

により回答するものとする。ただし、多数の苦情申立てがあるときその他やむを得ない事情があるときは、回答期限延長通知書（別紙様式3号）により回答期限を延長できるものとする。

2 発注機関の長は、前項の規定により回答したときは、速やかに苦情申立書及び回答書の写しを下水道管理課長及び総務部入札審査課長に送付するものとする。

（苦情申立ての却下）

第7条 下水道事業管理者又は発注機関の長は、苦情申立てが第2条の要件を欠くとき又は申立期間の徒過その他客観的かつ明白に苦情申立ての事由を欠くと認められるときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下することができるものとする。

2 苦情申立ての却下は、申立者に対して苦情申立却下通知書（別紙様式4号）により通知するものとする。

3 発注機関の長は、前項の規定により通知したときは、速やかに苦情申立書及び苦情申立却下通知書の写しを下水道管理課長及び総務部入札審査課長に送付するものとする。

（対応結果の公表）

第8条 下水道事業管理者又は発注機関の長は、申立者に回答を行ったとき又は申立てを却下したときには、苦情申立書及び回答書又は苦情申立却下通知書の写しを、速やかに公表するものとする。

2 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

（再苦情申立て）

第9条 第6条の回答書又は第7条の苦情申立却下通知書を受理した者が、その対応に不服があるときは、下水道事業管理者に対して再苦情申立てを行うことができる。

（再苦情申立てについての周知）

第10条 第6条の回答書及び第7条の苦情申立却下通知書には、再苦情申立てができる旨を記載するものとする。

（再苦情申立ての方法）

第11条 再苦情申立ては、下水道事業管理者又は発注機関の長が第6条の回答書又は第7条の苦情申立却下通知書を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立書（別紙様式5号）を持参又は郵送により提出することで行うものとする。

2 再苦情申立書の提出先は、別表1に掲げる苦情申立書の提出先とする。

（再苦情申立てへの回答）

第12条 下水道事業管理者は、再苦情申立てがあった場合は、第13条により再苦情申立てを却下する場合を除き、速やかに彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会（彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会設置要綱（平成13年11月1日施行）以下「委員会」という。）での審議を知事に依頼するものとする。

2 下水道事業管理者は、知事から委員会の審議結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立者に対し、再苦情申立てに対する回答書（別紙様式6号。以下「再苦情回答書」という。）により回答するものとする。この場合において、委員会の意見を尊重したうえで、申立てが認められなかったときは認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは認められた旨及びこれに伴い下水道事業管理者が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し回答するものとする。

3 発注機関の長は、前項の規定により回答したときは、速やかに再苦情申立書及び再苦情回答書の写しを下水道管理課長及び総務部入札審査課長に送付するものとする。

（再苦情申立ての却下）

第13条 下水道事業管理者は、再苦情申立てが第2条の要件を欠くとき又は申立期間の徒過その他客観的かつ明白に再苦情申立ての事由を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受理した日の翌日

から起算して7日（休日を含まない。）以内に申立てを却下することができるものとする。

2 再苦情申立ての却下は、再苦情申立者に対して再苦情申立却下通知書（別紙様式7号）により通知するものとする。

3 発注機関の長は、前項の規定により通知したときは、速やかに再苦情申立書及び再苦情却下通知書の写しを下水道管理課長及び総務部入札審査課長に送付するものとする。

（再苦情対応結果の公表）

第14条 下水道事業管理者は、再苦情申立者に回答を行ったとき又は申立てを却下したときには、再苦情申立書及び再苦情回答書又は再苦情申立却下通知書の写しを、速やかに公表するものとする。

2 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

（入札手続の執行）

第15条 苦情申立て及び再苦情申立ては、入札並びに契約手続きの執行を妨げないものとする。

附 則

1 この要領は、制定の日から施行する。

2 この要領は、平成22年4月1日以降、一般競争入札の公告、指名通知、見積依頼通知等を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

苦情申立てができる者	苦情申立てができる事項	苦情申立てができる期間	苦情申立書の提出先
一般競争入札において、入札参加資格の確認の結果、参加資格がないとされた者	当該入札の参加資格がないとされた理由	一般競争の参加資格がないと通知された日の翌日から起算して7日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内	発注機関 （※総務部入札課が入札を行うものは、総務部入札課）
指名競争入札において、建設工事等の種類に対する業種区分に登録のある有資格業者で、当該入札に係る発注金額に応じた等級の格付けを有する者	当該入札において指名されなかった理由	指名業者名を公表した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内	
随意契約において、当該契約に係る建設工事の種類に対応する業種区分に登録のある有資格業者	当該契約の相手方を選定した理由	随意契約の相手方を公表した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内	
総合評価方式による入札において、落札者とならなかった者	落札者とならなかった理由	総合評価方式による入札結果を公表した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内	
低入札価格調査の結果、落札者（落札候補者を含む）となることが予定されていた者が、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められ、落札者とししない旨の通知を受けた者	当該調査の対象となった入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた理由	低入札価格調査の結果、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められ、落札者とししない旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内	

苦情申立書

年 月 日

(埼玉県下水道事業管理者又は発注機関の長) へ

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

1 対象工事名又は措置

2 不服のある事項

3 苦情申立ての根拠

注：この申立書は、回答書又は却下通知書とともに公表されます。

苦情申立てに対する回答書

○ ○第 号
年 月 日

様

埼玉県下水道事業管理者又は発注機関の長

年 月 日付けで申出があった件について下記のとおり回答します。

記

- 1 対象工事名又は措置
- 2 不服のあった事項
- 3 苦情申立ての根拠
- 4 回 答
- 5 担 当
- 6 備 考

この回答書に不服があるときは、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に、下水道事業管理者に対して再苦情の申立てをすることができます。

回答期限延長通知書

○ ○第 号
年 月 日

様

埼玉県下水道事業管理者又は発注機関の長

年 月 日付けで申出があった件について下記のとおり回答期限を延長
します。

記

- 1 延長前の回答期限
年 月 日
- 2 延長後の回答期限
年 月 日
- 3 延長日数
日間（休日 日間を含めない）
- 4 延長理由
- 5 担 当

苦情申立却下通知書

○ ○第 号
年 月 日

様

埼玉県下水道事業管理者又は発注機関の長

年 月 日付けで申出があった件について下記のとおり却下します。

記

- 1 対象工事名又は措置
- 2 不服のあった事項
- 3 苦情申立ての根拠
- 4 却下した理由
- 5 担 当
- 6 備 考

この通知書に不服があるときは、通知書を受け取った日の翌日から起算して7日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に、下水道事業管理者に対して再苦情の申立てをすることができます。

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

埼玉県下水道事業管理者 あて

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

- 1 対象工事名又は措置
- 2 不服のある事項
- 3 再苦情申立ての根拠

注：この申立書は、回答書又は却下通知書とともに公表されます。

再苦情申立てに対する回答書

○ ○第 号
年 月 日

様

埼玉県下水道事業管理者

年 月 日付けで申出があった件について下記のとおり回答します。

記

- 1 対象工事名又は措置
- 2 再不服のあった事項
- 3 再苦情申立ての根拠
- 4 回 答
- 5 担 当

再苦情申立却下通知書

○ ○第 号
年 月 日

様

埼玉県下水道事業管理者

年 月 日付けで申出があった件について下記のとおり却下します。

記

- 1 対象工事名又は措置
- 2 再不服のあった事項
- 3 再苦情申立ての根拠
- 4 却下した理由
- 5 担 当